



建築物木材利用促進協定



脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、株式会社たねや（以下「甲」という。）と滋賀県（以下「乙」という。）は、以下のとおり建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用の促進に関する構想）

（1）構想の内容

甲は、たねやグループの店舗等の整備にあたり、びわ湖材をはじめとする国産木材（以下「びわ湖材等」という。）を積極的に活用することにより、甲の利用者等に木材の良さを広くPRするとともに、2050年カーボンニュートラルの実現およびSDGs、生物多様性の保全やマザーレイクゴールズ(MLGs)の達成に貢献していく。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

甲は、新たに整備する大津湖岸なぎさ公園の新店舗「LAGO 大津」において、積極的にびわ湖材等を活用するとともに、本協定の期間内に新たに店舗等を整備する際は同様の取組を検討する。

甲は乙と連携して、木材利用の意義やメリットについて、積極的に情報発信する。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

構想の対象区域は滋賀県内とする。

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和10年3月31日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有する。

令和5年11月9日

甲 滋賀県近江八幡市宮内町3番地

株式会社たねや

代表取締役社長

乙 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県

滋賀県知事